サポートブック

2026
11

Support Book

被害者手帳（サポートブック）の内容は、埼玉県警察のホームページでもご確認いただけます。



埼玉県警察のホームページアドレス



https://www.police.pref.saitama.lg.jp/kurashi/higai/index.html

犯罪被害者支援ページ ➡

被害者手帳（サポートブック）➡

警察庁ホームページ⬇



「被害者手帳」の使い方

この手帳は、犯罪の被害にあった方やそのご家族（被害者等）の方に必要と思われる情報をお知らせするとともに、それぞれの事情に応じて抱える様々な不安や問題に気づき、周囲に相談し、支援する担当者と一緒に対応していくためのものです。

書きたいところを書く

手帳の中には、あなたの困り事等を書き込むことができます。

どこに何を書くかはあなたの自由です。我慢してつらいことを書く必要もありません。書きたいと思うところから書いてみてください。

誰かと相談しながら一緒に書くこともできます。

説明の代わりに見せる

支援窓口等では、被害にあった事実やあなたの状況を伝える必要があります。そのときにできるだけ同じ説明をしなくても済むように、この手帳を相手に見せることもできます。

支援の経過等を記録する

あなたの支援には様々な機関・団体が関わります。

いつ、誰とどのようなやり取りをしたか、今後何をするのかなどを書いておくことができます。

受け取った資料等を貼っておくこともできます。

⚠ 管理に気をつける

手帳にはあなたの個人情報等を書き込む箇所があります。（住所や名前等の欄を記入しないこともできます。）

紛失しないよう十分注意してください。また、必要なときに必要な人にだけ見せるようにしましょう。

犯罪被害にあうと、心や体の不調のほか、刑事手続に対する協力、支援制度の利用手続等、これまでに経験したことのない状況に直面することがあるかと思います。

警察や都道府県・市区町村、民間団体等には、あなたを支援する人がいます。

一人で悩まず、まずはどこかに相談することで、あなたを支援する機関や担当者とつながり、そこから様々な機関等の支援を受けることができます。

もし、数年後に支援が必要になったときにも、当時の状況や担当者がわかることであなたの役に立つかもしれません。

この手帳はあなた自身が保管する、あなたの支援の「カルテ」です。

被害者手帳には、「カルテ」となるご自身の記録のためのページのほか、各支援機関が提供する支援制度やその相談窓口等の情報を掲載しています。

ご不明点があれば、まずはこちらにご連絡ください。

埼玉県警察犯罪被害者支援室

０１２０-３８１８５８

相談時間　月～金曜日（祝休日・年末年始除く）

8：30～17：15

MEMO：



目　次

Ⅰ 埼玉県の主な支援体制…… 6
〈彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター〉
- 埼玉県防犯・交通安全課（分室）犯罪被害者支援担当
- 埼玉県警察犯罪被害者支援室
- 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター

Ⅱ 困っていること、知りたいこと★…… 8

Ⅲ わたしの（家族の）被害について★ …… 10

Ⅳ 刑事手続の流れ★…… 12

Ⅴ 被害による心身への影響とその対応…… 22

Ⅵ 被害者等が利用できる支援制度…… 26

1 警察による被害者支援…… 26
① 警察の支援体制・連絡制度
② 犯罪被害給付制度
③ 警察の公費負担制度
④ 安全確保のための措置

2 検察庁、裁判所等に関する制度…… 32
① 検察庁における被害者支援等のための制度等
② 被害者等の方の情報の保護
③ 刑事裁判で利用できる制度
④ 刑事裁判に参加する制度
⑤ 少年事件の被害者等が利用できる制度
⑥ 医療観察審判事件に係る被害者等に対する制度

3 裁判後の制度…… 42
① 加害者の処遇状況等の通知制度
② 仮釈放・仮退院等審理における意見等聴取制度
③ 処遇段階における心情等の聴取・伝達制度

4 法テラスで利用できる弁護士に関する制度…… 45
① 犯罪被害者等支援弁護士制度
（法テラスによる犯罪被害者等法律援助）
② 国選被害者参加弁護士制度
③ 民事法律扶助制度
④ ＤＶ等被害者法律相談援助制度
⑤ 日弁連委託援助制度

5 各種社会保障等の制度…… 48
① 犯罪被害者支援総合的対応窓口（市町村）
② 怪我等により通院した場合に利用できる支援制度
③ ご家族が亡くなった場合に利用できる支援制度
④ 犯罪被害者等見舞金支給制度
⑤ ひとり親家庭に対する支援制度
⑥ こどもに関する支援制度
⑦ 介護に関する支援制度
⑧ 居住に関する支援制度
⑨ 障害が残った場合の支援制度
⑩ 生活困窮に対する支援制度
⑪ その他の支援制度

6 交通関連の制度…… 55
① 交通事故で利用できる支援制度
② ひき逃げ事故等で利用できる支援制度
③ 交通事故事件に関するその他の支援制度

Ⅶ 被害後の記録★…… 59
捜査に関する記録…… 59
支援に関する記録…… 61
裁判に関する記録…… 63
加害者に関する記録…… 65
加害者等との対応に関する記録…… 67
その他の記録…… 68
自由記載欄…… 69

Ⅷ 相談窓口一覧…… 74
① 警察
② 他機関・民間
③ 司法関係機関
④ こどもに関する相談
⑤ 交通事故関係
⑥ インターネット関係
⑦ 市町村（犯罪被害者支援総合的対応窓口）

★のページには、ご自身で記入していただくことのできる欄があります。

Ⅰ 埼玉県の主な支援体制

● 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターでは、一度の相談で複数機関の支援を利用できる「ワンストップ支援」を提供しています。

「どんな支援をうけられるのか」「何から相談したらいいのか分からない」という場合、まずはワンストップ支援センターにご相談ください。

支援制度を有する市町村をはじめとした関係機関とも必要に応じて連携するなど、適切な支援を探すお手伝いをします。

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター


コバトン

埼玉県防犯･交通安全課(分室)
犯罪被害者支援担当

- 生活上の困りごとに関する情報提供･助言
- 市町村、関係機関との連絡調整
- 県営住宅の期限付き入居等の調整

埼玉県警察犯罪被害者支援室

- カウンセリング
- 犯罪被害に関する相談
- 刑事手続の説明や付添い支援
- 診断書料等の公費支出


ポッポくん

公益社団法人
埼玉犯罪被害者援助センター

- 電話や面接による相談
- 裁判所などへの付添い支援
- 弁護士相談
- カウンセリング


ココロンちゃん

埼玉県防犯･交通安全課(分室) 犯罪被害者支援担当

埼玉県防犯・交通安全課は、被害者支援を円滑に進めるため、「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」での調整役を務めるほか、市町村や関係機関と連携しながらコーディネートを行う行政機関です。

また、「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」の電話窓口となっており、被害にあわれた方からの電話は最初にここにつながります。

埼玉県警察犯罪被害者支援室

埼玉県警察犯罪被害者支援室は、犯罪被害や交通事故にあわれた方とそのご家族、犯罪や事故で身近な方を亡くされた方々に、あらゆるサポートを行っている警察本部の機関です。

公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター

公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターは、公的機関だけでは対応できない様々な被害者支援を行っている民間団体です。

埼玉県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定され、職員には守秘義務があるため、個人情報が外部へもれることはありません。

【活動内容】

- **電話相談、対面での相談**
  犯罪被害等に関する電話やメール相談、対面での相談を行っています。
- **被害者支援に関する情報提供**
  他機関による犯罪被害者等への支援などの情報を提供しています。
- **直接的支援**
  病院、警察、検察庁、裁判所等への付添いなどを行っています。
- **弁護士相談、カウンセリング**
  弁護士による法律相談や臨床心理士によるカウンセリングを無料提供しています。（但し、法律相談は１回、カウンセリングは原則３回まで）

【関係機関における情報の共有】

各機関の支援を受けるにあたり、被害の内容等について繰り返し話さなくていいように、関係機関内で情報の共有を図ることが可能です。

なお、その際は情報共有についての意思確認を行います。

①住所、氏名　②罪名　③被害日時　④被害場所
⑤被害程度、概要　⑥希望する支援の内容・・・　など

悩みのご相談は　ワンストップ
総合対応電話：0120-735-001（フリーダイヤル）
一部 IP 電話など：048-862-0001（通話料有料）

埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1埼玉県武蔵浦和合同庁舎（ラムザタワー）３階
月曜～金曜（祝休日・年末年始除く）8:30～ 17:15

Ⅱ 困っていること、知りたいこと

今困っていること、知りたいことはなんですか？

刑事手続・裁判・弁護士



- □ 事件の捜査状況を知りたい
- □ 警察の被害者支援について知りたい
- □ 刑事手続の流れが分からない
- □ 裁判で個人情報を加害者等に秘密にしたい
- □ 裁判に参加したい、意見を言いたい
- □ 加害者の処分結果が知りたい

事件の届出、捜査や、警察の支援制度については、P12 ～、P26 ～

裁判やその後等に関する支援制度については、P32 ～

- □ 犯罪被害に詳しい弁護士に相談したい
- □ 加害者の弁護士から連絡がきた
- □ 加害者に損害賠償を請求したい
- □ 取材・報道の対応に困っている



法テラスの弁護士制度については、P45 ～

その他の法律相談については、P78 ～

□ _____

□ _____

□ _____

心とからだ・日常生活のこと

被害にあってから

- □ 眠れない、食欲がない
- □ 悪夢を見る、被害を繰り返し思い出す
- □ ドキドキする、おなかや頭が痛くなる
- □ 自分のせいだと思う
- □ 誰かに話を聞いてほしい



被害後の心身の影響については、P22 ～

こころの相談窓口については、P75 ～



- □ 仕事や学校にいけない
- □ 経済的に苦しい
- □ こどもの世話ができない
- □ 被害にあった自宅から引っ越したい
- □ 社会保障等の制度を知りたい
- □ さまざまな相談窓口を調べたい

生活の困りごと（社会制度）については、P48 ～

相談窓口一覧については、P74 ～

悩みや困りごとは人それぞれです。すぐに整理できないこともあります。
そんなとき、まずは、「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」にご相談ください。

総合対応電話：0120-735-001（フリーダイヤル）
一部 IP 電話など：048-862-0001（通話料有料）

Ⅲ わたしの（家族の）被害について

支援者にはじめて相談するときに、抑えておきたい情報をまとめて記載するページです。

分かるところだけでも書き留めておくと、電話や窓口で話をする手助けになるかもしれません。

被害の状況（概要） ※書きたいと思うところを記入してください

被害にあった人は、	自分です 家族（　　）です	事件事故の詳細はとなりのページに記載しましょう
被害の種類は、	事件です 交通事故です	
被害にあった日時は、	年　月　日 午前・午後　時　分ころ です	
被害にあった場所は、	（　　県 / 都 / 道 / 府） です	
相談・届出をした警察署は、	（　　県 / 都 / 道 / 府） 警察署です	
相談したい内容は、	• 心や体の不調のことです • 生活費や治療費などのお金のことです • 住む場所や転居先のことです • 仕事や学校のことです • こどもや家族のことです • 捜査や裁判のことです • 弁護士や法律のことです • ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ • ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	

被害の状況（詳細）※書きたいと思うところを記入してください

被害にあった人（詳細）

住所：

名前：

生年月日：　　年　　月　　日

連絡先：

あなた（相談者）と被害にあった人の関係：＿＿＿＿＿＿

被害の態様

☐ 殺人　☐ 殺人未遂　☐ 傷害　☐ 性犯罪・性暴力

☐ 交通事故事件（☐死亡　☐負傷　☐ひき逃げ）

☐ その他（　　）

被害届の受理番号〔　　〕

※ 交通事件事故については、自動車安全運転センターが交通事故証明書を発行しています。

被害の具体的内容　（負傷した状況、負傷程度、地図等）

※加害者については、Ｐ65～に記入欄があります。

Ⅳ 刑事手続の流れ

犯人や犯罪の事実を明らかにし、犯人に適正な刑罰を科す手続のことを刑事手続といいます。刑事手続には、警察、検察庁、裁判所等の機関が関わります。

警察

犯罪が発生すると、様々な捜査を行って、犯人を特定するとともに犯罪の証拠を集める活動を行います。警察が行った捜査の結果は、検察官に送られます。

検察庁

検察庁の検察官は、事件を捜査し、犯人を起訴（裁判にかけること）するか、不起訴（裁判にかけないこと）にするかを決めるとともに、犯人を起訴した場合には、裁判で犯人が罪を犯したことを証明する活動を行います。

裁判所

裁判所の裁判官は、検察官の起訴を受けて裁判を行います。裁判では、裁判官が検察官の主張と犯人側の主張の両方を聞いた上で犯人が罪を犯したかどうか、罪を犯したと認められる場合には、どのような刑罰を科すべきかを判断し、判決を行います。

刑事手続は大きく、捜査と裁判の２つの段階に分かれています。
また、
　犯人が20歳以上の場合（P13 ～）
　少年（20歳未満）の場合（P16 ～）
でこれらの手続が異なります。

一般的な刑事手続（犯人が20歳以上の場合）

捜査等

犯人を特定し、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を**捜査**といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を被疑者といい、警察は、必要な場合には被疑者を逮捕して、48時間以内にその身柄と共に事件を検察官に送ります（**送致**）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束（**勾留**）の請求を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されます。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

被疑者が逃亡するおそれがない場合等には、被疑者を逮捕しないまま取り調べ等を行い（**任意捜査**）、証拠を揃えた後、捜査結果と共に事件を検察官に送ります（**書類送致**）。

検察官は、警察から送致された書類や証拠を精査するとともに、検察官自身でも被疑者の取調べや被害者の事情聴取等の必要な捜査を行い、被疑者を**起訴**するかどうかの処分を決定します。起訴された被疑者を被告人といいます。

起訴には、通常の公開の法廷での裁判を請求する公判請求と、一定の犯罪について書面審理で裁判を請求する略式命令請求等があります。

勾留中の被告人について、公判請求した場合には、勾留が継続します。

不起訴となった場合、被害者等の方は、検察審査会にその処分の当否について審査を申し立てることができます（※）。

※　検察審査会は、検察官による不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。

検察審査会は、被害者等の方や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったとき等に審査を始めます。

審査の申立てや相談に費用はかかりません。詳しくは、最寄りの検察審査会事務局にお問い合わせください。

被告人が勾留されている場合、一定額の保証金を納めること等を条件として、身柄を釈放する保釈という制度があります。保釈の請求は、起訴された後から判決が確定するまでの間に被告人側から裁判所に対して行われる可能性があります。

保釈の請求があった場合には、検察官が、被害者等の方からの事情聴取の結果等を踏まえ、その安全の確保も考慮して裁判所に意見を提出します。また、被害者等通知制度による通知を希望された方に対しては、請求の結果を連絡します。

※　被害者等通知制度の相談窓口は、P32 ～をご覧ください。

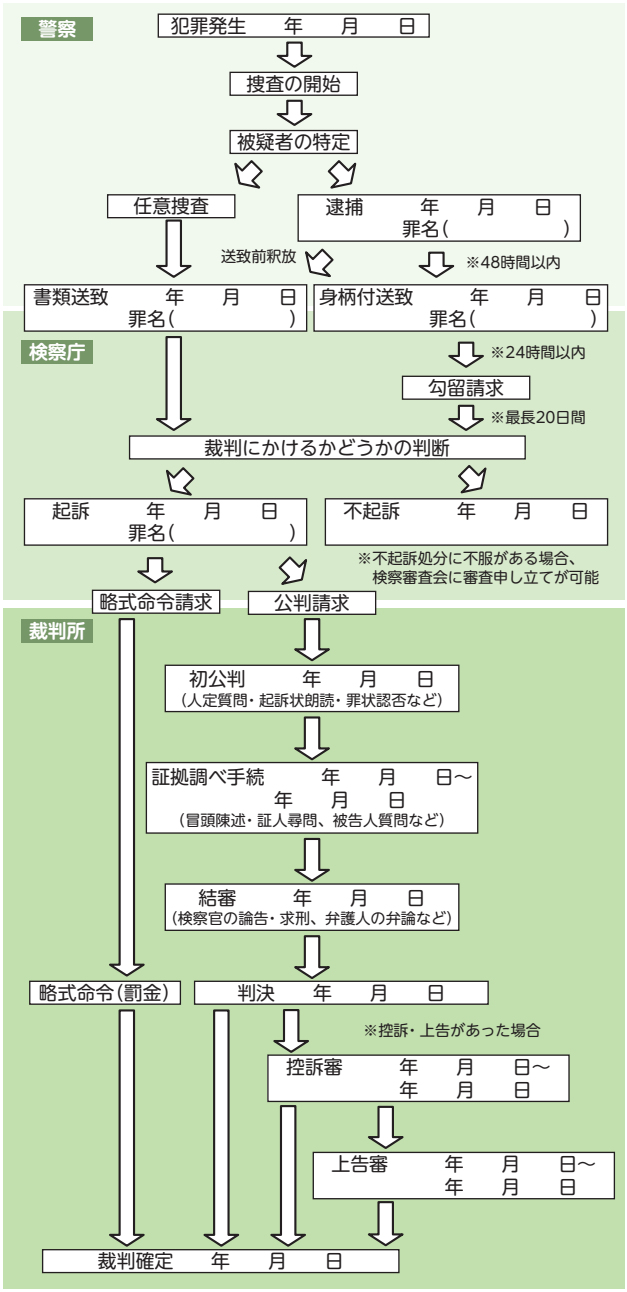
裁判

検察官が起訴（**公判請求**）した後は、裁判所で公判が開かれ、事件の審理が行われます。具体的には、証拠の提出、証人尋問や被告人質問等が行われ、最終的に裁判所によって判決が下されます。

殺人、強盗致死傷、危険運転致死等の一定の犯罪については、選挙権のある国民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度（**裁判員制度**）があります。

検察官や被告人が判決の内容に不服がある場合には、１つ上の裁判所に再度判断を求めることができます（**控訴審・上告審**）。

〈犯人が 20歳以上の場合〉



□: 被害者等が協力を求められることがある手続
○: 支援等の制度(要件あり)

□ 事情聴取、被害届等　P19
□ 供述調書作成　P19
□ 証拠品の提出　P20
□ 実況見分等立会い　P20

○ 捜査段階における情報の保護　P34
○ 被害者連絡制度　P27

□ 事情聴取　P21
□ 供述調書作成　P19
□ 証拠品の提出　P20
□ 実況見分等立会い　P20

○ 裁判段階・判決後における情報の保護　P34
○ 被害者等通知制度　P32

○ 裁判段階・判決後における情報の保護　P34
○ 刑事和解制度　P37
○ 損害賠償命令制度　P37

○ 優先傍聴　P36
○ 心情等の意見陳述　P36
○ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付　P36
○ 公判記録の閲覧等　P36
□ 証人出廷
○ 証人尋問における
・付添い・遮へい　P35
・ビデオリンク方式　P35
○ 被害者参加制度　P38
○ 国選被害者参加弁護士制度　P38
○ 被害者参加人への旅費等支給制度　P38
○ 被害者等通知制度　P32

※ 各段階で、法テラスによる犯罪被害者等法律援助が利用できる可能性があります。

犯人が14歳以上20歳未満の場合

捜査等

14歳以上の少年による事件は、犯人が20歳以上の場合と同様に警察が捜査を行います。

捜査の結果、14歳以上18歳未満の少年による事件であって

- 法定刑が拘禁刑以上の刑に当たる罪の場合は、検察官に送致します。送致を受けた検察官は、取調べ等の必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。
- 法定刑が罰金以下の罪の場合は、警察から直接、事件を家庭裁判所に送ります。

18歳以上20歳未満の少年（**特定少年**）による事件は、法定刑にかかわらず、全て検察官に送致され、送致を受けた検察官は、取調べ等の必要な捜査をした後、犯罪の嫌疑があると判断したときは、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について必要な調査を行い、**審判**（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

裁判所が、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと判断した場合には、審判を開始しない（**審判不開始**）決定をし、その時点で手続が終了します。

他方、裁判所が、審判を開始するのが相当であると認めた場合には、審判開始決定がなされます。

審判では、少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内で少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察等の**保護処分**の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には**不処分**の決定を行います。

少年が凶悪な罪を犯した場合等、20歳以上の者と同様の刑事処分とするべきであると認められた場合には、事件を検察官に送致する決定をします（**逆送**）。この場合、検察官は、原則として事件を起訴し、少年は20歳以上の者と同様の刑事手続によって裁判を受けることになります。

犯人が14歳未満の場合

調査等

14歳に満たないで刑罰法規に触れる行為をした少年（**触法少年**）については、その事件について警察が必要な調査を行います。調査の手続では、少年の逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・捜索等の強制処分をすることができます。

警察は、調査の結果、少年の行為に応じて、事件を児童相談所に送致するほか、送致しない場合には、児童相談所に通告することができます。

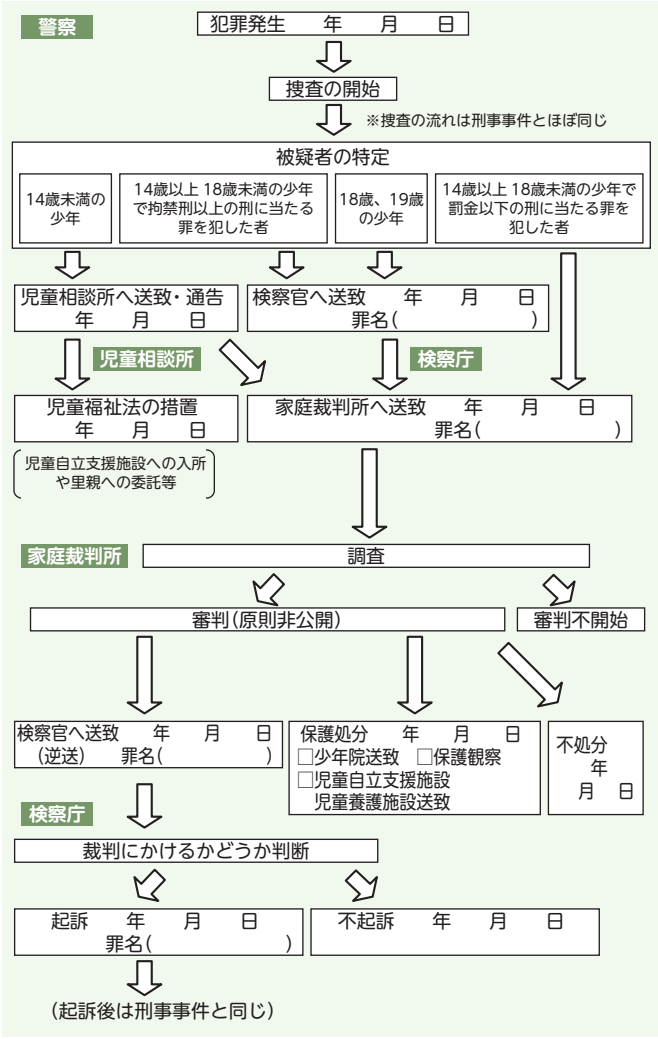
児童相談所における措置

事件の送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとるほか、家庭裁判所の審判が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所に送ります。

警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送らなければならないこととされています。

家庭裁判所に送られた事件に係る少年は、14歳以上の少年の場合と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けることになります。

〈犯人が少年の場合〉



□: 被害者等が協力を求められることがある手続
○: 支援等の制度(要件あり)

□ 事情聴取、被害届等 P19
□ 供述調書作成 P19
□ 証拠品の提出 P20
□ 実況見分等立会い P20

○ 被害者連絡制度 P27

□ 事情聴取 P21
□ 供述調書作成 P19
□ 証拠品の提出 P20
□ 実況見分等立会い P20

○ 被害者等通知制度 P40

□ 証人尋問

○ 記録の閲覧等 P39
○ 被害者等の意見陳述 P39
○ 審判の傍聴 P39
○ 審判状況の説明 P39
○ 審判結果等の通知制度 P39

※ 各段階で、法テラスによる犯罪被害者等法律援助が利用できる可能性があります。

犯人の年齢に注意

犯人が少年の場合は、原則として少年審判手続によることになりますが、少年の年齢によって手続が異なります。

警察からお願いすること

被害者等の方には、次のようなご協力をお願いすることがあります。
そのことで負担をおかけすることもありますが、犯人を特定し、処罰するために必要なことですので、ご理解をお願いします。

事情聴取、被害届等

警察に被害の届出をすると、担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子等について詳しく事情をお聞きします。思い出したくないこと、言いたくないこともあると思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするための捜査上の必要があってお尋ねするものです。また、被害の状況を書類で届出する被害届を作成したり、事情聴取した内容を詳しく記載した供述調書を作成したりする場合があります。

警察に事情を話すことで仕返しされるなどの不安があるかもしれませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全確保のための措置を講じています。

また、被害の状況に応じ、できる限り事情聴取を行う捜査員の性別にも配慮しています。

※　安全確保のための措置は、P31 ～をご覧ください。

医療機関での診察

被害にあい負傷したときには、事件の立証のために、医師が作成する診断書が必要となる場合があります。

性犯罪の場合は、医療機関で必要な医療や検査を受けるとともに、犯人の体液等、犯人を特定する重要な証拠資料を採取する必要があります。

医療機関での初診料、診断書料、緊急避妊の措置等の費用は公費で支出できる場合があります。

証拠品の提出

犯罪を立証するため、例えば、被害当時に着用していた衣服や所持品等を提出していただくことがあります。

提出物については、証拠品として保管する必要がなくなればお返し（**還付**）します。また、所有者が返却を要しないものは、提出時の放棄の手続（**所有権放棄**）により、保管の必要がなくなった時に処分されます。

証拠品を保管する必要がある場合でも、所有者の請求により、仮にお返し（**仮還付**）できる場合もあります。

実況見分等への立会い

被害者等の方には、警察官の実況見分や裁判所の令状に基づく検証を行うため、犯行現場等の確認に立ち会っていただくことがあります。

ご遺体の解剖

被害者の方がお亡くなりになった場合、その原因を明らかにするため、ご遺体の解剖を行うことがあります。

裁判所の令状に基づいて行う司法解剖の結果、故意の犯罪による被害が明らかになった場合、ご遺体の検案書料や搬送費、修復費を公費で支出する制度があります。

民事訴訟を検討している方へ

警察で証拠化した捜査資料（警察が撮影した怪我の状況や電子メールやＳＮＳ等の送受信履歴等）は、後に提供することはできません。

民事訴訟等で裁判所への提出を見込む場合は、ご自身でも、怪我等を写真撮影するなど資料の保存・記録化をお願いします。

検察庁からお願いすること

検察官は、警察から送致された書類等を確認していますが、自らも被害者等の方の事情聴取を行うことがあります。

警察官と同じ内容を聞かれる場面もあるかもしれませんが、これは検察官が被疑者を起訴するか、どの程度の刑罰を求めるかなどを判断するために必要なことですので、ご理解とご協力をお願いします。

裁判が行われると、被害者等の方には、裁判で証言していただくことがあります（**証人尋問**）。

証人尋問がある場合には、事前に検察官との打合せが行われます。

V 被害による心身への影響とその対応

心身への影響

犯罪被害を受けた後は、心や体に不調が起こることがあります。これは異常なことではなく、突然、大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得る自然な反応です。

不調の現れ方は、一人一人の被害者によって様々であり、時間の経過や環境により変化していくこともあります。

被害後にあなたの心身に何が起きているのかを知ることは、これから少しずつ安心を取り戻していくためにも大切です。

このような心身の不調はありませんか？

〈身体への影響〉

- □ 眠れない、途中で目が覚める、眠りが浅い
- □ 悪夢をみる
- □ 頭痛がする
- □ 食欲がない又は食べ過ぎる
- □ 胸がドキドキする、息苦しい
- □ なぜかわからないが、涙がでる
- □ 元気がでない



〈心への影響〉

- □ つらい記憶が頭から離れない、思い出したくなくても、突然思い出す
- □ こわい、不安、つらい、悲しい気持ちになる
- □ イライラする、集中できない
- □ 記憶力、判断力が落ちる
- □ 現実感がなくなる、自分が自分でないと感じる
- □ 「自分が悪かった、自分のせいで、こんなことが起きた」と思う
- □ 誰も信じられない
- □ いろいろな感情がわいてきてコントロールできない



〈日常生活や仕事・学校への影響〉

- □ 人の多い場所が怖くて外に出られず、自宅にひきこもる
- □ 被害を思い出す物や場所等を避ける
- □ 人間関係がうまくいかなくなる
- □ 特定の日（事件等と関連のある日等）になると不安になる
- □ お酒やたばこの量が増える
- □ 一人になるのが怖い
- □ 自傷行為をしてしまう



〈お子さんの場合〉

- □ これまでできていたことができなくなる
- □ 甘えが強くなる（赤ちゃんがえり）
- □ 勉強や遊びに集中できなくなる
- □ 親の後をいつもついてきて離れない
- □ 普段よりはしゃいでいる
- □ 発熱、腹痛、頭痛等の体調不良があらわれる



被害後の生活～ご自身をいたわる気持ちを大切に～

被害後は、捜査への協力や、さまざまな環境の変化、対応すべき手続きなどに追われ、自分を顧みる余裕がもてないかもしれません。

しかし、こころの回復は、ご自身をいたわることで、段階的に進んでいくと言われています。

こころの回復は、まずは心身の安全が確保されることから始まります。心身の安全が実感できるようになると、自分の身に起こった出来事を振り返り、少しずつ過去のものとして位置づけることができるようになります。

その後、自分や他人への信頼感を取り戻し、つながりを再認識できるようになっていきます。そして、社会とのつながりを感じられるようになり、再び人生の希望や意欲がわいてきます。

回復に役立つこと

心身の不調は、時間とともに少しずつ落ち着いていくと言われていますが、回復の道のりは人それぞれです。

次のような方法を参考にして無理を重ねないようにしましょう。

- 自分一人で頑張りすぎない
- 信頼できる人や相談窓口に話をしてみる
- 疲れたらゆっくり休む
- なるべく栄養と休息をとることを心がけ、無理をしない
- ゆっくり深呼吸をしてみる
- 自分がリラックスできると思うことをしてみる
  (好きな香りをかぐ、ストレッチをする、お風呂に入る、おいしいものを食べる、好きなものを見る、ペットと触れあうなど)
- 日常生活に支障がある場合には、精神科や心療内科を受診する

あなたが心や体に今感じていること、困っていることは何ですか？

まずはこの手帳に書き留めてみましょう。

また、カウンセリングなどで自分の気持ちを話すことも回復に役立ちます。

埼玉県警察犯罪被害者支援室では、臨床心理士によるカウンセリングを行っておりますので、ぜひご相談ください。

ご家族等の周囲の方へ

ご家族等の周囲の人からの支えは、被害者等の方にとって回復への大きな力となります。

例えば、次のようなことが被害者等の方の支えになります。

〈被害にあって間もないとき〉

- そばに付き添う
- 食事や宿泊場所等身の回りのことに気を配る
- 被害者の気持ちや反応が自然なものであることを伝える
- 被害者が被害時の自分の行動を責めたり、ご家族が被害時に被害者の近くにいなかったこと等で自分を責めていたら、罪悪感を持つ必要がないことを伝える
- 被害者から被害の話を無理に聞き出さないようにする
- 被害者が話したいときには、その話に耳を傾ける
- 被害者に必要な相談窓口を調べる
- 気分の落ち込みがひどいとき、食事や睡眠がとれない状況が続くときには、医師や専門機関への相談を勧める

〈被害後しばらく経ってから〉

- 被害者の気持ちを理解するように努める
- 被害者が抱える様々な悩み等の相談相手になる
- 家事や育児、介護等の生活の手伝いをする
- 警察や病院等へ付き添う
- 仕事や学校の問題に対処する手助けをする

周囲の方も、身近な人の被害に戸惑ったり、傷ついたりすることもあるかと思います。

ご自身をいたわり、必要に応じて、カウンセラー等の専門家や相談窓口等に相談しましょう。

Ⅵ 被害者等が利用できる支援制度

被害者等の方が利用できる主な支援制度について紹介します。

各制度の利用には様々な要件があり、実施する機関等（問合せ先）はそれぞれ異なりますので、あなたの支援担当者や犯罪被害者支援総合的対応窓口に相談し、利用する制度を一緒に確認するようにしましょう。

※　犯罪被害者支援総合的対応窓口は、P48 ～ 54をご覧ください。

1 警察による被害者支援

①　警察の支援体制・連絡制度

埼玉県警察における支援体制

埼玉県警察では、被害者等の方に寄り添い、様々な支援を行うため、警察本部に犯罪被害者支援室を設置しているほか、警察署等では、被害者支援要員や被害者支援専門員等を中心に支援活動を行っています。

また、被害者等の方のご希望に応じ、次のような支援を実施します。

- **付添い**
  医師の診察が必要な場合の病院の手配や付添い、実況見分等の立ち会い、自宅等への送迎等
- **説明**
  刑事手続等の説明や、ご家族や会社、学校等に対する必要な説明
- **相談への対応**
  心配事や困りごとに関する相談の対応
- **その他**
  被害者等の方へ援助を行う民間団体等の紹介

被害者連絡制度

被害者等の方のご希望に応じて、事件を担当している捜査員が、刑事手続の段階に応じ、以下の内容をお知らせします。

事件のことを知らせてほしくないと思われる場合は、捜査員にその旨をお話しください。

- **捜査状況**
  被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。
- **被疑者の検挙状況**
  被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者を逮捕又は任意送致したこと等について連絡します。
- **逮捕事件の被疑者の処分状況**
  事件送致先の検察庁、起訴・不起訴等の処分結果等について連絡します。

※　被疑者が少年の場合は、お知らせする内容が若干異なることがあります。

行政処分に関する情報提供

交通事故事件を起こした加害者には、刑事処分とは別に、都道府県公安委員会により運転免許の取消しや停止処分の行政処分が行われます。

取消処分と90日以上の停止処分の行政処分がされる前には、処分を受ける加害者に対して、公開による意見の聴取が行われます。

意見の聴取には、代理人が出席することもあり、加害者も代理人も出席しないときは意見の聴取をしないで処分が行われることがあります。

警察では、お問い合わせに応じて、

- 加害者に対して行った行政処分の内容（免許の取消し・効力の停止別及び停止の場合にはその日数）
- 意見の聴取を行う期日と場所

をお知らせします。

カウンセリング

犯罪により大きな精神的被害を受けた方には、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。

※　被害による心身への影響とその対応は、P22 ～をご覧ください。

警察では、

- 臨床心理士等の資格を持った専門的知識や技術を有する職員の配置
- カウンセリング費用の公費支出制度

により、被害者等の方のための相談･カウンセリング体制を整備しています。

問合せ先：事件を担当する警察署又は犯罪被害者支援室

②　犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者のご遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた方に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度があります。

給付金の支給は、日本国籍を有する方又は日本国内に住所を有する方が対象となります。

給付金の種類

給付金は一時金として支給するもので、その種類は以下のとおりです。

- **遺族給付金**
  ご遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方）に支給
- **重傷病給付金**
  重傷病（加療１か月以上、かつ、３日以上の入院を要した負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、３日以上労務に服することができない程度のもの））を負った方に、負傷又は疾病から３年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業加算額の合算額（上限120万円）を支給
- **障害給付金**
  障害（障害等級第1級から第14級）が残った方に支給

支給額等

給付金の額は、被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定され、労災保険等の公的保障を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額との調整が行われます。

また、被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

申請の方法

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請してください。受付は、住所地を管轄する都道府県警察本部で行っています。

なお、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から２年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から７年を経過したときには申請できません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていた等のやむを得ない理由によりこの期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から６か月以内に申請することができます。

問合せ先：住所地を管轄する警察本部

③　警察の公費支出制度

一定の犯罪被害を受けた場合に、診断書料や医療費等を公費で支出し、被害者等の方の経済的な負担を軽減する制度があります。

なお、該当する場合は、担当警察官からご案内します。

※　支出要件があり、被害の状況などによっては支出できない場合があります。

問合せ先：事件を担当する警察本部・警察署

④　安全確保のための措置

同一の加害者から再び被害を受けるおそれがある方の再被害を防止するほか、暴力団等から危害を受けるおそれがある方を保護するための対策を行います。

再被害の防止・保護対策

警察では、被害者等の方が、同じ加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合、再被害防止対象者として指定し、重点的な防犯指導や所要の警戒措置を行い、要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

加害者が暴力団員等で、暴力団等から危害を受けるおそれがある場合には、被害者等の方を保護対象者として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

加害者や暴力団等から、生命・身体に危害を加えられるような脅迫等を受けた場合は、すぐに警察へ通報してください。

配偶者等からの暴力、児童虐待、ストーカー事案等の被害者の方の保護

警察では、配偶者等からの暴力、児童虐待、ストーカー事案等の被害者の方の安全を確保するため、加害者と離して保護する必要がある場合には、女性相談支援センターや児童相談所等の関係機関と連携して対応します。

問合せ先：事件を担当する警察本部・警察署

2 検察庁、裁判所等に関する制度

① 検察庁における被害者支援等のための制度等

検察庁には、被害者等の方の負担や不安をできるだけ和らげるための制度や、被害者等の方に対し、事件の処分結果等について通知する制度等があります。

被害者支援員制度

検察庁には、被害者等の方の負担や不安をできるだけ和らげるため、支援に携わる被害者支援員が配置されています。

被害者支援員は、被害者等の方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者等の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの活動を行います。

被害者等通知制度

被害者等の方に対し、ご希望に応じ、できる限り、以下の事項等を通知する制度です。

事案に応じて通知を受けられる事項が複数あり、各事項によって通知を受ける時期等も異なるため、その内容等について担当する検察官等の説明を聞いた上で、通知を希望する方は、どの事項等について希望するかを申し出てください。

- 事件の処分結果
  （公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判の結果
  （裁判の主文と上訴・確定の有無）
- 加害者の身柄の状況（釈放（保釈を含む。）の有無）、起訴事実、不起訴の理由の概要等
- 実刑判決の確定後、刑務所から釈放される予定の年月等

再被害防止のための加害者の釈放予定等の通知

検察庁において、被害者等の方が再び被害にあわないように転居その他加害者との接触を避ける措置をとる必要があり、検察官が通知を行った方がよいと認めたときには、加害者の釈放直前における釈放予定の時期や釈放された後の住所地についてお知らせすることがあります。

②　被害者等の方の情報の保護

刑事手続の中では、被害者の方の氏名や住所等、個人が特定され得る情報（個人特定事項）が取り扱われますが、性犯罪等の一定の事件（※）においては、捜査から判決後に至るまで、被害者等の方の情報を加害者（被疑者・被告人）に対して秘匿し、保護する制度があります。

※ 性犯罪の事件のほか、個人特定事項が加害者に知られると、

- 被害者等の方（被害者ご本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合は、配偶者、直系親族及び兄弟姉妹の方を含みます。）の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがある事件
- 被害者やその親族の方の身体若しくは財産に害を加えられ、又はこれらの方を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある事件

が対象となります。

● 捜査段階における情報の保護

被疑者を逮捕･勾留等する場合に被疑者に対して提示する令状（逮捕状･勾留状等）には、事件の内容が記載され、被害者等の方の個人特定事項も含まれる場合がありますが、性犯罪等の一定の事件については、その個人特定事項を明らかにしない方法によることができます。

● 裁判段階及び判決後における情報の保護

刑事裁判は、原則として公開の法廷で行われますが、裁判所は、性犯罪等の一定の事件については、被害者等の方の個人特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができます。

この決定があったときは、起訴状の朗読や証人尋問等の手続は、秘匿することとなった事項を明らかにしない方法で行われます。

また、被告人や弁護人に対しては、刑事裁判において、事件の内容が記載された起訴状の謄本が送付されたり、証拠書類が開示されたり、証人の氏名等を知る機会が与えられますが、性犯罪等の一定の事件については、被告人の防御に実質的な不利益が生ずるおそれがある場合を除いて、被害者等の方の個人特定事項を知らせないなどの措置をとることができます。

判決後についても、判決書の謄本の交付を通じて秘匿された個人特定事項が被告人に知られないようにするための仕組みが設けられています。

問合せ先：事件を担当する検察庁

③　刑事裁判で利用できる制度

刑事裁判では、一定の要件の下で、被害者等の方に配慮した各種制度があります。

また、一定の事件の刑事裁判の証人尋問においては、裁判所の判断によって、証人の不安や緊張を緩和するための措置をとることができます。なお、これらは併用されることもあります。

証人への付添い

性犯罪の被害者やお子様等が、刑事事件の証人として法廷で証言するときに、その不安や緊張を和らげるため、裁判所が適当かつ相当と認める人（家族や心理カウンセラー等）が証人のそばに付き添うことができるものです。

証人の遮へい

証人が被告人や傍聴人から見られていることで心理的な圧迫を受けるような場合に、その精神的な負担を軽くするため、証人と被告人や傍聴人との間についたて等を設置し、相手の視線を気にしないで証言できるようにするものです。

ビデオリンク方式

性犯罪の被害者等の方が関係者の全員そろった法廷で証言することに大きな精神的な負担を受けるような場合、その負担を軽くするため、証人に別室で在席していただき、モニターを通じて証人尋問を行うものです。

裁判の優先傍聴

被害者等の方が裁判の傍聴を希望する場合、裁判所において、傍聴席の確保について可能な限り配慮が行われます。

心情等の意見陳述

被害者等の方が、裁判で犯罪被害に関する心情等の事件に関する意見を述べることができます。

冒頭陳述の内容を記載した書面の交付

被害者等の方が希望する場合には、検察官から、冒頭陳述（裁判の初めに、検察官が証明しようとしている事実を明らかにすること）の内容を記載した書面を受け取ることができます。書面は、原則として、冒頭陳述の実施後に交付されます。

公判記録の閲覧等

第１回公判期日の後、正当でない理由による場合、相当と認められない場合を除き、原則として、裁判所が保管する刑事事件の公判記録を閲覧、コピーすることができます。

また、被害にあわれた事件と同種の犯罪行為に係る、その被告人の刑事事件についても、損害賠償請求の必要があって、相当と認められるときは、公判中の記録を閲覧・コピーすることができます。

刑事和解制度

被告人との間で、犯罪から生じた損害等に関する民事上の請求について、裁判外で和解（示談）が成立した場合に、事件を審理している裁判所に申し立てると、その合意の内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。

これにより、民事裁判で裁判上の和解が成立したのと同じ効力が生じ、被告人が和解（示談）した際の約束を守らない場合には、別の民事裁判を起こさなくても、この調書を利用して強制執行の手続をとることができます。

損害賠償命令制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方は、その刑事事件を担当している地方裁判所に対し、審理手続が終結するまでの間に、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった後、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として４回以内の期日で簡易迅速に行われます。

また、この制度を利用するための申立手数料は2,000円であり、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を証拠として取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証のための労力・負担を軽減する仕組みになっています。

なお、４回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての決定に対して当事者のいずれかから異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

問合せ先：事件を担当する検察庁・裁判所

④　刑事裁判に参加する制度

刑事裁判では、一定の事件の被害者等の方が裁判に参加することのできる被害者参加制度があります。また、一定の資力に満たない被害者等の方には、弁護士の報酬等を国が負担する制度（国選被害者参加弁護士制度）があります。

被害者参加制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等の被害者等の方は、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加することができます。

被害者参加人は、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

被害者参加人が刑事裁判に出席した場合には、資力を問わず、国から旅費、日当及び宿泊料等が支出されます。

国選被害者参加弁護士制度

被害者参加人となった方は、公判期日への出席や被告人質問等の対応を弁護士に委託することができます。

この場合、資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から６か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。

この弁護士の報酬及び費用は、国が負担します。

問合せ先：事件を担当する検察庁、法テラス

⑤　少年事件の被害者等が利用できる制度

少年犯罪による被害者等の方が一定の要件の下で利用できる次のような制度があります。

少年事件の記録の閲覧等

審判開始の決定があった後、正当でない理由による場合や、相当と認められない場合を除き、原則として、裁判所にある少年事件の記録（少年や関係者のプライバシーに深くかかわるものなどは除かれます。）を閲覧、コピーすることができます。

被害者等の意見陳述

裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情等の事件に関する意見を述べることができます。

少年審判の傍聴

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等（これらのうち傷害の事案は、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等の方は、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、少年審判の傍聴が認められることがあります（12歳に満たないで刑事法令に触れる行為をした少年に係る事件は除かれます。）。

審判状況の説明

少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

審判結果等の通知

家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

問合せ先：事件を担当する裁判所

⑥　医療観察審判事件に係る被害者等に対する制度

心神喪失又は心神耗弱の状態で重大な他害行為を行った者（※）であって、心神喪失等を理由として不起訴処分あるいは無罪となった場合等には、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てを行います。

裁判所は、申立てを受けて医療観察法の審判を行い、加害者を入院させるのか、通院させるのかなどの決定をします。

加害者について医療観察法の申立てが行われた場合、被害者等の方に対しては次のような制度があります。

※　心神喪失、心神耗弱とは、精神の障害のために、善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいいます。まったく責任を問えない場合を心神喪失といい、限定的な責任を問える場合を心神耗弱といいます。

　重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ（これらの未遂も含みます。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともあります。）に当たる行為をいいます。

心神喪失者等医療観察法の申立てに関する情報提供

殺人などの重大な犯罪を行った者が、心神喪失等の理由で不起訴処分や無罪などが確定した場合、検察官は入院又は通院の決定を求める審判の申立てを行います。

審判の申立てをしたことについて、検察庁に情報提供を希望することができます。

審判の傍聴・結果等の通知

裁判所の許可を得て被害者等の方が審判を傍聴する制度や審判の結果等について裁判所から通知を受ける制度があります。

対象者の処遇段階等に関する情報提供

審判で入院決定・通院決定を受けた対象者について以下の情報提供を受けることができます。

- 対象者の氏名
- 対象者の処遇段階（入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了）とその開始又は終了年月日・終了事由
- 対象者の事件を担当している（担当していた）保護観察所の名称、所在地及び連絡先
- 地域社会における処遇期間中の保護観察所による対象者との接触状況

問合せ先：事件を担当する裁判所・検察庁、最寄りの保護観察所

3 裁判後の制度

① 加害者の処遇状況等の通知制度

被害者等の方には、裁判や少年審判後の加害者の処遇状況について通知を受けることができる制度があります。

加害者が刑事処分になった場合の通知

加害者が刑務所に収容された場合は、受刑中の刑務所における処遇状況や、加害者が刑務所から釈放される時期、釈放されたこと等をお知らせします。

加害者が保護観察を受けることになった場合には、保護観察中の処遇状況等をお知らせします。

具体的な通知内容は以下のとおりです。

- 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（収容されている刑事施設の名称・所在地、作業名・改善指導名等）
- 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項（釈放された刑事施設の名称・所在地、釈放年月日、釈放事由等）※ 釈放後に通知
- 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等）
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等）

問合せ先：事件を担当する検察庁

加害者が保護処分になった場合の通知

加害者が少年審判において保護処分を受けた場合、少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況等をお知らせします。

具体的な通知内容は以下のとおりです。また、申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合は最寄りの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合は保護観察所です。

- 収容されている少年院の名称等の事項（入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地）
- 少年院在院中の教育状況等に関する事項（教育予定期間、処遇の段階、個人別矯正教育目標、仮退院の申出年月日等）
- 出院に関する事項（出院年月日、出院事由等）※ 出院後に通知
- 仮退院審理に関する事項（仮退院審理の開始年月日、仮退院審理の結果等）
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等）

問合せ先：最寄りの少年鑑別所・保護観察所

②　仮釈放・仮退院等審理における意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院・退院を許すか否かの審理を行う地方更生保護委員会に対して、仮釈放・仮退院等、生活環境の調整、保護観察に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

地方更生保護委員会が聴取した意見等は、仮釈放・仮退院等の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院等が許可されて保護観察となった場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

問合せ先：最寄りの地方更生保護委員会・保護観察所

③　処遇段階における心情等の聴取・伝達制度

加害者が刑務所や少年院に収容中又は保護観察中の場合、被害者等の方が被害に関する心情、被害を受けて置かれている状況、加害者の生活や行動に関する意見を述べ、ご希望があれば、これを加害者に伝える制度があります。

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

加害者が刑務所や少年院に収容中の場合、申出のあった被害者等の方から、被害に関する心情、被害を受けて置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動に関する意見を伺い、ご希望に応じてこれを加害者に伝えます。

また、お伺いした心情等を踏まえ、加害者に被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めるよう指導が行われます。

法務省矯正局ホームページ
刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/

保護観察中における心情等聴取・伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害に関する心情、被害を受けて置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を伺い、ご希望があればこれを加害者に伝えます。また、加害者に対して、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めるよう指導が行われます。

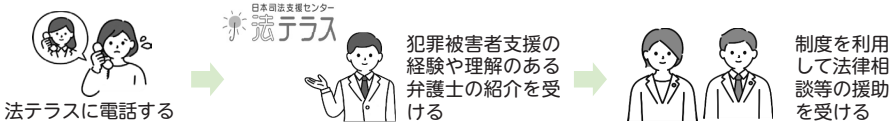
問合せ先：最寄りの矯正管区・矯正施設（刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所）・保護観察所

4 法テラスで利用できる弁護士に関する制度

① 犯罪被害者等支援弁護士制度（法テラスによる犯罪被害者等法律援助）

法テラスでは、対象となる被害者等の方に対し、原則として法テラスが費用を負担して、早期の段階から被害者支援の経験や理解のある弁護士による包括的かつ継続的な援助を行っています。

【利用の流れ】



【援助内容】

- 法律相談
- 被害届・告訴状の作成・提出
- 捜査機関や裁判所等への対応（対司法機関）
  損害賠償に向けた交渉・訴訟代理（対加害者）
  犯罪被害者等給付金の申請手続（対行政機関）
  取材対応（対報道機関）
  等の法律事務等

※　受任した弁護士との協議により、必要な援助内容を決めることができます。

【対象の被害者等】

次のページに記載された「対象となる犯罪被害」、「資力要件」を満たす被害者等（犯罪により害を被った方又はその方が亡くなった場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹）

【対象となる犯罪被害】

- 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の被害（未遂罪を含む）
  （例：殺人罪、傷害致死罪、強盗致傷罪、危険運転致死罪など）
- 刑法における一定の性犯罪の被害（未遂罪を含む）
  （例：不同意性交等罪、不同意わいせつ罪、監護者性交等罪など）
  ※　迷惑行為防止条例違反、性的姿態等撮影罪などは対象外です
- 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪の被害によって、治療期間が３か月以上または一定の後遺障害の被害を受けた場合
  （例：傷害罪、強盗致傷罪、危険運転致傷罪など）

※　令和８年１月13日以降に被害にあわれた方が対象です。

【資力要件】

申込者の資力（現金、預貯金など）に配偶者の資力を加算した額が300万円以下であること。

※　配偶者が相手方である場合など、資力を加算することが相当でない場合は、当該配偶者の資力を加算しないことができます。

※　犯罪行為を原因として１年以内に支出すると認められる一定類型の費用や、犯罪被害者等給付金、その他地方自治体などからの一定類型の給付金は、資力から控除します。

問合せ先：日本司法支援センター（法テラス）
犯罪被害者支援ダイヤル：0120-079714
（ＩＰ電話からは　03-6745-5601）

②　国選被害者参加弁護士制度

法テラスで利用できる国選被害者参加弁護士制度については、P38をご参照ください。

③　民事法律扶助制度

民事裁判等手続に関する援助として、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった際、無料で弁護士による法律相談を実施し、必要に応じて弁護士費用等の立替えを行っています。

④　ＤＶ等被害者法律相談援助制度

ＤＶ、ストーカー行為、児童虐待の被害を受けている方（受けるおそれのある方を含む）に対し、弁護士による法律相談を実施しています。法律相談は、民事事件・刑事事件にかかわらず行うことができます。

⑤　日弁連委託援助制度

被害者等の方が、犯罪被害者等支援弁護士制度等、法テラスの他の制度を利用できない場合においても弁護士による支援が受けられるよう、法テラスが日弁連からの委託を受けて実施している援助であり、一定の犯罪被害を受けた方に対し、刑事手続や行政手続に要した弁護士費用等の援助を行っています。

各種制度を利用するには、資力要件等の条件がありますので、まずは法テラスにお問合せください。

問合せ先：日本司法支援センター（法テラス）
犯罪被害者支援ダイヤル：0120-079714
（ＩＰ電話からは　03-6745-5601）
法テラス＜法的トラブル等に関する情報提供＞
☎ 0570-078374

5 各種社会保障等の制度

① 犯罪被害者支援総合的対応窓口（市町村）

埼玉県内では全ての市町村に、「犯罪被害者支援総合的対応窓口」が設置されており、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族等の生活相談や福祉、医療サービスなどの各種社会保障制度等に関するご相談を一括して受付けています。

※ 連絡先はP83 ～ 84をご覧ください。

② 怪我等により通院した場合に利用できる支援制度

制度	内容	問合せ先
限度額適用認定	入院など医療費が高額になると見込まれる場合は、事前に手続きをすると、医療機関等の窓口での支払いを自己負担の上限額まで抑えることができます。	各健康保険等の保険者
高額療養費制度	医療保険を利用し、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払い戻します。	
高額療養費の貸付（立替）制度	当座の医療費の支払いに困る場合、申請により高額療養費に該当する８割相当額を貸付します。	
傷病手当金	被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給します。 ※ 加入されている健康保険等によって、この制度がない場合があります。詳細は各健康保険等の保険者にお問い合わせください。	

※ 加害者（第三者）の行為により生じた危害であることを届け出る必要があります。保険者へ「第三者行為による傷病届」を提出してください。

なお、提出書類のひとつとして、加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した誓約書を求められることがあります。この誓約書の提出は、医療保険の給付に必要な条件ではないことから、保険者に事情を説明のうえ、提出書類を確認してください。

③　ご家族が亡くなった場合に利用できる支援制度

制度	内容	問合せ先
葬祭費等の支給	被保険者等が亡くなった場合に、葬祭費等を一部支給します。	各健康保険等の保険者
遺族年金(遺族基礎年金・遺族厚生年金)	被保険者又は被保険者であった方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた遺族がいる場合に支給します。	【国民年金】お住まいの市町村 【上記以外】年金事務所

④　犯罪被害者等見舞金支給制度

地方自治体（市町村等）によっては、犯罪の被害にあわれた方などに対する見舞金支給制度を設けています。

制度	内容	問合せ先
遺族見舞金	故意の犯罪行為により亡くなった遺族に対して支給	お住まいの市町村
重傷病見舞金	故意の犯罪行為により、療養の期間が１か月以上、かつ、入院３日以上（精神疾患である場合は、３日以上労務に服せない程度）の負傷又は疾病を負った被害者に対して支給	

※　上記は、あくまで例示であり、各自治体によって要件等が異なる場合がありますので、詳しくは各自治体のホームページ等でご確認ください。

⑤　ひとり親家庭に対する支援制度

制度	内容	問合せ先
ひとり親家庭に対する各種福祉制度	母子・父子家庭について、生活や住宅資金等の貸付、医療費の助成、就学の支援などを受けることができます。	お住まいの市町村

⑥　こどもに関する支援制度

制度	内容	問合せ先
児童手当	18歳に到達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童を養育している親等に支給します。	お住まいの市町村
児童扶養手当	18歳に到達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護、養育しているひとり親等に支給します。	
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している方に支給します。	
一時預かり等	一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かります。	
就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる義務教育段階の児童生徒の保護者に対して、就学援助として学校給食費、学用品費等を支給します。	
高等学校等就学支援金、私立高等学校等父母負担軽減事業補助金、高等学校等奨学のための給付金	犯罪被害による休職又は退職等により収入が減少するなど家計が急変した世帯等に高校生等の授業料や授業料以外の教育費の支援を行います。	通学先の学校
埼玉県高等学校等奨学金	高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出します。	

⑦　介護に関する支援制度

制度	内容	問合せ先
介護サービス	一定の要件を満たす介護が必要な方は、介護保険の適用により、一定割合に応じた自己負担で、自宅を訪問し買い物や掃除等の生活支援、食事や排せつ等の介護、入浴等の支援や福祉用具・自宅改修に関する支援等を受けることができます。	お住まいの市町村
介護保険料の免除等	犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情があるときは、保険料の減免又はその徴収猶予の対象となることがあります。 また、介護サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者は、利用者負担額の減免の対象となることがあります。	

⑧　居住に関する支援制度

制度	内容	問合せ先
公営住宅等の案内	犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営（県営・市町村営）住宅を提供します。	県住宅課 各市町村
民間賃貸住宅の案内	犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）等を公表しています。	県住宅課
住民票の写しの交付等の制限	配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方については、市町村に対して申し出て、「支援措置対象者」となることにより、申出の相手方からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票（除票を含む）の写し等の交付及び戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付の制限が講じられます。	お住い又は本籍地の市町村

⑨　障害が残った場合の支援制度

制度	内容	問合せ先
障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）	病気やけがによって生活や仕事等が制限されるようになったとき、一定の保険料納付要件等を満たす場合に支給します。身体的な障害のほか、精神的な障害も対象です。	【国民年金】お住まいの市町村 【上記以外】年金事務所
特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない方に支給します。	
障害手当金	障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときに一時金として支給します。	
特別障害者手当、障害児福祉手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある在宅の方に対して、負担軽減の一助として手当を支給します。	お住まいの市町村
自立支援医療制度	障害を有する方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の状態を軽減するための医療について、自己負担を１割としつつ、所得に応じて１月当たりの負担上限額を定めています。	
身体障害者／精神障害者保健福祉手帳の交付	身体に障害のある方や精神疾患を有する方等に交付します。手帳の取得により各種サービスの利用や費用の減免等が受けられます。	

⑩　生活困窮に対する支援制度

制度	内容	問合せ先
生活福祉資金貸付制度	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、困りごとに応じた資金を無利子または低利子で貸付を行っています。	お住まいの市町村社会福祉協議会
生活困窮者自立支援制度	生活にお困りの方の相談を受け付け、一人一人の状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給等の住まいの支援、家計の立て直しの支援等を提供します。	自立相談支援機関
生活保護	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度があります。	お住まいの市町村福祉事務所

⑪　その他の支援制度

制度	内容	問合せ先
国税・地方税の軽減免除	医療費を支払った方、障害を負った方、あるいは配偶者と死別した方等には、所得控除が認められ、所得税・個人住民税が軽減できる場合があります。	【国税】税務署 【地方税】お住まいの市町村
申告・納付期限の延長	犯罪被害等のやむを得ない理由により申告・納付等をその期限までにできないと認められたときは、その期限を延長することができます。	
納税・換価の猶予	納税者ご本人や生計を一にする親族が病気や負傷により納付すべき国税や地方税を一時に納付することができないと認められるとき等は、最大１年間納税が猶予され、その期間に係る延滞税の全部又は一部が免除されます。 また、国税や地方税を一時に納付することにより事業の継続又はその生活の維持が困難になるおそれがあると認められる場合において、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、最大1年間滞納処分による財産の換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の一部が免除されます。	

制度	内容	問合せ先
納税証明書の手数料免除等	財産につき相当な損失を受けた方が復旧に必要な資金の借入れのため及び生計の維持について困難な状況にある方が法律に定める扶助等を受けるために使用する国税の納税証明書については、手数料の納付をしないで交付を請求することができます。また、地方税についても、納税証明書の交付等地方税に係る手数料の減免がある場合があります。	【国税】 税務署 【地方税】 お住まいの 市町村
自動車に係る登録事項等証明書及び検査記録事項等証明書の出力制限	犯罪被害者等が所有者等となっている登録自動車に係る登録事項等証明書、軽自動車に係る検査記録事項等証明書の出力制限を行います。	運輸支局自動車検査登録事務所 軽自動車検査協会事務所支所
労働問題の相談	労働問題について専門の相談員が電話や面談で相談に対応し、希望等に応じて、個別労働紛争解決制度に関する情報を提供します。 **埼玉県内総合労働相談コーナーの所在地、連絡先はこちら→**	労働局
雇用保険	労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練をうけられる方等に対して、失業等給付を支給します。また、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進等をはかるための二事業を行っています。 **詳しくはこちら→**	公共職業安定所
就労支援	ハローワークでは、就職に関するご相談や職業紹介等を無料で行っています。 **県内ハローワーク一覧→**	

6 交通関連の制度

① 交通事故で利用できる支援制度

被害原因が交通事故事件の場合に被害者等の方へ補償を行うものとして、自動車保険があります。

<table>
<tr><th>制度</th><th>内容</th><th>問合せ先</th></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車保険制度</td><td>自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）
被害者等の基本的な対人賠償を確保することを目的に、車１台ごとに加入を義務付けられている保険で、支払限度額があります。物損被害は対象になりません。
〈請求方法・期間〉
自賠責保険は、被害者、加害者のいずれも請求できますが､被害者が請求できる期間は､以下のとおりとなります。
<table>
<tr><th>請求区分</th><th>いつから</th><th>いつ（時効完成日）までに</th></tr>
<tr><td>傷害</td><td>事故発生日</td><td>事故発生日から３年以内</td></tr>
<tr><td>後遺障害</td><td>症状固定日</td><td>症状固定日から３年以内</td></tr>
<tr><td>死亡</td><td>死亡日</td><td>死亡日から３年以内</td></tr>
</table>
※　症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。
〈仮渡金制度・一括払制度〉
被害者等が治療費や生活費など、当面必要なお金を早く受け取れるようにする仮渡金制度や、任意保険会社が被害者等に対して任意保険と自賠責保険の支払いをまとめて行う一括払制度があります。</td><td>相手の
損害保険会社</td></tr>
<tr><td>任意保険
人身損害に対しては、基本的に自賠責保険から補償し、自賠責保険だけでは補償しきれない場合は、任意保険から契約内容に応じて補償されます。被害にあわれた方などからも請求できます。詳しくは、保険会社等へお問い合わせください。</td><td>自身の
損害保険会社
又は
相手の
損害保険会社</td></tr>
</table>

② ひき逃げ事故等で利用できる支援制度

ひき逃げや無保険（共済）・盗難車による事故の場合、自賠責保険（共済）の対象となりません。

このような被害にあわれた方に対しては、健康保険や労災保険等の他の社会保険の給付や、本来の損害賠償責任者の支払いによっても、なお被害者に損害が残る場合に、法定限度額の範囲内で、政府がその損害を塡補する政府保障事業があります。

<table>
<tr><th>制度</th><th>内容</th><th>問合せ先</th></tr>
<tr><td>政府保障事業</td><td>
〈請求方法・期間〉
政府保障事業は、保険代理店では受付をしていないため、被害者が直接損害保険会社（共済組合）の窓口へ請求してください。
〈請求できる方〉
・被害にあわれた方
・被害者がお亡くなりになった場合の請求権者は、法定相続人及び遺族慰謝料請求権者（被害者の配偶者、子及び父母）
〈法定限度額〉
傷　　害：120万円
後遺障害：75万円～4,000万円
（後遺障害等級により定められている）
死　　亡：3,000万円
※　健康保険等による給付がある場合や、被害にあわれた方に重大な過失がある場合等は支払われる額が減額されます。
〈請求できる期間〉
<table>
<tr><th>請求区分</th><th>いつから</th><th>いつ（時効完成日）までに</th></tr>
<tr><td>傷害</td><td>事故発生日</td><td>事故発生日から３年以内</td></tr>
<tr><td>後遺障害</td><td>症状固定日</td><td>症状固定日から３年以内</td></tr>
<tr><td>死亡</td><td>死亡日</td><td>死亡日から３年以内</td></tr>
</table>
※　症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。
</td><td>各損害保険会社など

※次ページ参照</td></tr>
</table>

窓口の損害保険会社（共済組合）

あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京海上日動火災保険(株)
共栄火災海上保険(株)	日新火災海上保険(株)
セコム損害保険(株)	三井住友海上火災保険(株)
全国共済農業協同組合連合会	明治安田損害保険(株)
全国自動車共済協同組合連合会	楽天損害保険(株)
全国トラック交通共済協同組合連合会	AIG損害保険(株)
全国労働者共済生活協同組合連合会	Chubb損害保険(株)
損害保険ジャパン(株)	SOMPOダイレクト損害保険(株)
大同火災海上保険(株)	（五十音順）

③　交通事故事件に関するその他の支援制度

（独）自動車事故対策機構（ナスバ）による、次のような支援制度があります。

ナスバでは、交通事故により重度の後遺障害を負われた方や交通遺児等を対象に、県民の方にさまざまな支援を行っています。

主な支援として、重度の脳損傷を負った方が長期入院できる療護センター・委託病院の設置・運営や在宅で介護が必要な重度後遺障害への介護料の支給があります。

制度	内容
療護施設の設置・運営	自動車事故による脳損傷によって重度の後遺障害が残り、治療と常時の介護を必要とする方のうち、入院の要件に該当する方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら手厚い治療と看護並びにリハビリテーションを行う重度後遺障害者（遷延性意識障害者）専門の病院であるナスバ療護センターを４か所に、療護センターに準じた治療と看護を行うナスバ委託病床を8か所に設置・運営しています。
介護料支給	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄等日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に介護料を支給します。

<table>
<tr><th>制度</th><th>内容</th></tr>
<tr><td></td><td>
支給対象者（支給額）　（令和７年４月から）
<table>
<tr><th>請求区分</th><th>いつから</th><th>支給額(月額)</th></tr>
<tr><td>特Ⅰ種</td><td>Ⅰ種該当者のうち、一定の要件に該当する方</td><td>99,810円～226,330円</td></tr>
<tr><td>Ⅰ種(常時要介護)</td><td>自賠法施行令別表第一第１級１号又は２号(※１)</td><td>85,390円～177,950円</td></tr>
<tr><td>Ⅱ種(随時要介護)</td><td>自賠法施行令別表第一第２級１号又は２号(※２)</td><td>42,700円～88,980円</td></tr>
</table>
（注）「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。
（※１）第１級１号：神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
第１級２号：胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
（※２）第２級１号：神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。
第２級２号：胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。
</td></tr>
<tr><td>生活資金
貸付</td><td>
● 交通事故により保護者が死亡又は重度後遺障害となった家庭の子（中学卒業まで）を対象とした無利子貸付を実施しています。
さらに「友の会」活動を通じて交通遺児等とその家族の交流機会を提供し、子供たちの健やかな成長を支援しています。
● 自動車事故による被害者の方であって、生活状況が困窮している方に対して以下の生活資金の貸付を行っています。
・交通遺児等貸付
亡くなった又は重度の後遺障害が残った方の中学校卒業までの子に対する貸付
・不履行判決等貸付
損害賠償についての債務名義を得ていながらその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められる方に対する貸付
・後遺障害保険金（共済金）等一部立替貸付
後遺障害が残り、その後後遺障害について自賠責保険金（共済金）の請求をしている被害者の方に対して、自賠責保険金（共済金）の支払いがなされるまでの期間に貸付
・保障金一部立替貸付
ひき逃げや無保険車による自動車事故により、政府の保障事業に保障金を請求している被害者の方に対して、保障金の支払いがなされるまでの期間に貸付
</td></tr>
</table>

問合せ先：（独）自動車事故対策機構（ナスバ）

Ⅶ 被害後の記録

～捜査に関する記録～

警察や検察での捜査に関することを自由に記録しましょう。

日付	機関	担当者	内容と今後の予定など(No.1)
(例) 7／14	□警察 □検察 □その他	刑事課 田中さん	・被害の届出をした。 ・8月10日警察署で再度聴取予定。
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		

日付	機関	担当者	内容と今後の予定など(No.2)
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		
／	□警察 □検察 □その他		

～支援に関する記録～

支援に関することを自由に記録しましょう。

支援の経過（No.1）		
日付	**機関**	**内容と今後の予定など**
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	

支援の経過(No.2)		
日付	機関	内容と今後の予定など
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	
／	□警察 □犯罪被害者援助センター □支援コーディネーター □市町村（総合的対応窓口） □弁護士 □その他	

～裁判に関する記録～

裁判に関することを自由に記録しましょう。

事件番号

【第一審：　　裁判所】

日時・場所	内容	備考
年　月　日 ：　～　： (　　号法廷)		
年　月　日 ：　～　： (　　号法廷)		
年　月　日 ：　～　： (　　号法廷)		
年　月　日 ：　～　： (　　号法廷)		
年　月　日 ：　～　： (　　号法廷)		

【控訴審：　　高等裁判所】

【上告審：最高裁判所】

日時・場所	内容	備考
年　月　日 ：　～　： (　　号法廷)		
年　月　日 ：　～　： (　　号法廷)		
年　月　日 ：　～　： (　　号法廷)		
年　月　日 ：　～　： (　　号法廷)		

MEMO：

～加害者に関する記録～

加害者に関することを自由に記録しましょう。

罪名

※　刑事手続等の過程で変わることがあります。

加害者（本人）	
住　所	
名　前	
生年月日	年　　月　　日（　　歳）
連絡先	
勤務先	
勤務先連絡先	
その他	

※　書くことがつらい場合、記入する必要はありません。
※　分かる範囲で記載してみましょう。

家族	
住　所	
名　前	
続　柄	
連絡先	
その他	

弁護士	
事務所名	
所在地	
名　前	
連絡先	
その他	

交通事故事件の場合	
車両の登録番号（ナンバー）	
自賠責保険	会社名： 担当者： 連絡先： その他：
任意保険	会社名： 担当者： 連絡先： その他：
その他	

MEMO：

～加害者等との対応に関する記録～

加害者等との対応状況に関することを記録しましょう。

日付	相手方	内容と今後の予定など
／		
／		
／		
／		
／		
／		
／		

MEMO：

～その他の記録～

被害後の予定等に関して、自由に記録しましょう。

日付	内容と今後の予定など	備考
／		
／		
／		
／		
／		
／		
／		

MEMO：

～自由記載欄～

もらった名刺や資料を貼り付ける、思いついたこと、気になったことをメモする、その時の思いを書き留めるなど、自由に記録してください。

MEMO：

MEMO：

MEMO：

MEMO：

MEMO：

Ⅷ 相談窓口一覧

① 警察

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
犯罪被害に関する相談、こころの悩み	**犯罪被害者支援室** ☎0120-381858	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30 ～ 17:15
犯罪被害給付制度	**犯罪被害者支援室** ☎048-832-0110 (代表)	
性犯罪被害に関する相談	**性犯罪被害相談電話** ☎#8103(ハートさん) ※#8103が使用できない電話機からは0120-83-8103	24時間 ※発信地を管轄する各都道府県警察の相談窓口につながります。 ※埼玉県警察では月～金曜日8:30 ～ 17:15(祝休日、年末年始除く)以外の時間は、警察本部の当直勤務員が対応します。
被害に関する各種相談	**けいさつ総合相談センター** **警察相談専用電話** ☎#9110 ※#9110が使用できない電話機からは048-822-9110	
電車内の痴漢被害に関する相談	**痴漢被害相談所(鉄道警察隊)** ☎048-641-0599	24時間
少年相談（非行やいじめ、犯罪被害等の少年問題に関する心理面の相談）	**少年サポートセンター** **「保護者等用」** ☎048-865-4152	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30 ～ 16:15
	「少年用(ヤングテレホンコーナー)」 ☎048-861-1152	

② 他機関・民間

※ 最新の情報は各機関のホームページ等でご確認ください

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
犯罪被害に関する相談(電話・対面) 各種付添い支援に関すること 精神科医・産婦人科医の紹介 法律相談・カウンセリング(予約制)	**公益社団法人** **埼玉犯罪被害者援助センター** ☎048-865-7830（なやみぜろ） ※右記開設時間をのぞく7:30～22:00（年末年始以外毎日開設）は、「犯罪被害者等電話相談0570-783-554（なやみはここよ）」において対応します。	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～16:00
性暴力被害に関する相談(電話・対面) 各種付添い支援に関すること 法律相談に関すること 医療機関の受診（緊急避妊措置、性感染症検査などの医療的な支援、精神科の受診）に関すること	**性暴力等犯罪被害専用相談電話** **アイリスホットライン** ☎0120-31-8341（彩の国 やさしい） **〈全国共通短縮ダイヤル〉** ☎#8891 ※#8891が使用できない電話機からは ☎048-839-8341（やさしい） **〈Web（メール）相談受付〉** https://www.svsc8080.jp/iris/ **〈オンライン相談・面接（Zoom）〉** ※事前に要相談	24時間 (電話相談)
心の健康に関する相談	**埼玉県立精神保健福祉センター** ☎048-723-6811 **（来所相談予約）** ※さいたま市以外にお住まいの県民が対象	**＜予約受付＞** 月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～17:00
	埼玉県こころの電話 ☎048-723-1447 ※さいたま市以外にお住まいの県民が対象 **さいたま市こころの健康センター** ☎048-762-8548 ※さいたま市にお住まいの県民が対象	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～17:00

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
生活上の困りごとに関する情報提供･助言 市町村･関係機関との連絡調整 一時避難先の調整	**埼玉県防犯･交通安全課（分室）** **犯罪被害者支援担当** ☎048-710-5036	月～金曜日 (祝休日･年末年始除く) 8:30 ～ 17:15
ＤＶに関する相談	**ＤＶ相談ナビ** **＃８００８（はれれば）** ※最寄りの都道府県配偶者暴力相談支援センターにつながります。 **埼玉県配偶者暴力相談支援センター** **（埼玉県男女共同参画推進センター With you さいたま）** ☎048-600-3700 ※各市町村の配偶者暴力相談支援センターやＤＶ相談窓口でもご相談をお受けしております。 ホームページ➡	月～水、金、土曜日 9:30 ～ 20:30 日曜、祝・休日 9:30 ～ 17:00 (木曜日､年末年始除く)
暴力団等反社会的勢力が絡むトラブルや薬物に関する困りごと相談	**（公財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター** ☎048-834-2140 ホームページ➡	月～金曜日 (祝休日･年末年始除く) 8:30 ～ 17:15

③　司法関係機関

※　最新の情報は各機関のホームページ等でご確認ください

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
被害者等通知制度 被害者参加制度 優先傍聴等	**さいたま地方検察庁 刑事政策総合支援室 被害者ホットライン** ☎048-863-2298	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00 ～ 17:00
検察審査会への審査申立て	**さいたま第一検察審査会 事務局** ☎048-863-8714	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30 ～ 17:00
刑事事件の記録の閲覧・コピー 損害賠償命令制度等	**さいたま地方裁判所 刑事訟廷事務室** ☎048-863-8692	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30 ～ 17:00
少年事件の記録の閲覧・コピー 意見陳述制度 少年審判の傍聴 少年審判状況の説明 審判結果等の通知等	**さいたま家庭裁判所 少年訟廷事務室** ☎048-863-4953	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30 ～ 17:00
被害者等の心情等の聴取・伝達制度	**関東矯正管区 被害者専用ダイヤル** ☎048-854-8850	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30 ～ 17:15
	川越少年刑務所 ☎049-240-2586	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30 ～ 17:00

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
少年審判後の被害者等通知制度 被害者等の心情等の聴取・伝達制度	**さいたま少年鑑別所** **被害者専用ダイヤル** ☎080-5978-2732	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30 ～ 17:00
少年審判後の被害者等通知制度 医療観察法における情報提供等 保護観察所や仮釈放等の審理を行う地方更生保護委員会における制度の説明	**さいたま保護観察所** **被害者相談窓口** ☎048-861-8843	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:30 ～ 17:00
犯罪被害者等法律援助 被害者参加旅費等支給 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介 被害者参加事件の国選弁護士選定請求の受付	**日本司法支援センター（法テラス）** **〈犯罪被害者支援ダイヤル〉** ☎0120-079714 **〈法的トラブル等に関する情報提供〉** ☎0570-078374 ※固定電話からは全国一律３分9.35円(税込) ホームページ➡	月～金曜日 9:00 ～ 21:00 土曜日 9:00 ～ 17:00 (日曜・祝休日・年末年始除く)
被害者参加、示談・損害賠償、その他犯罪被害者に関する法律相談全般	**埼玉弁護士会** **犯罪被害者支援センター** ☎048-837-8760	水曜日 13:00 ～ 16:00 毎月第１・第３水曜日 18:00 ～ 20:00 (祝休日・年末年始除く)

④　こどもに関する相談

※　最新の情報は各機関のホームページ等でご確認ください

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
保護者の不在等でこどもの養育が困難な場合など、こどもに関する相談	**児童相談所** **（児童相談所相談専用ダイヤル）** ☎0120-189-783 ※最寄の児童相談所につながります。	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 8:30 ～ 18:15
子育てに関する相談	**（市町村）** **こども家庭センターまたは** **児童福祉担当課**	市町村のホームページ等を確認してください
妊娠・出産に関する相談	**（市町村）** **こども家庭センターまたは** **母子保健担当課**	
悩みある子供や保護者等の相談	**彩の国　よりそうみんなの** **電話・メール教育相談** **（埼玉県立総合教育センター）** **【子ども用】** ☎#7300または 0120-86-3192 **【保護者用】** ☎048-556-0874	24時間
いじめ、体罰、暴言、その他不適切な指導、家庭内での虐待等	**こどもの人権110番（法務局）** ☎0120-007-110 ※最寄の法務局につながります	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 8:30 ～ 17:15
保護者又は本人が犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭のお子様（高校生以上）への奨学金の給付（総合的な審査があります）	**日本財団まごころ奨学金** ☎03-6229-5111 （代表） ホームページ→	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 9:00 ～ 16:00
犯罪被害により死亡又は重障害を負った方の子・孫・弟妹等(小学校入学3年前から大学院生)への奨学金の給与及び犯罪被害者等への支援金の給付	**（公財）犯罪被害救援基金** ☎03-5226-1020	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 9:30 ～ 18:00

⑤　交通事故関係

※　最新の情報は各機関のホームページ等でご確認ください

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
交通事故に関する賠償額の算定の仕方、保険金の請求方法、示談の仕方、訴訟・調停の活用方法など	**埼玉県交通事故相談所** **（埼玉県県民相談総合センター内）** ☎048-830-2963	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00 ＊相談受付は16:30まで
自動車事故に伴う損害賠償の紛争解決のための和解斡旋	**（公財）交通事故紛争処理センター さいたま相談室** ☎048-650-5271	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 9:00 ～ 17:00
自動車事故の損害賠償問題に関する弁護士無料相談 示談斡旋	**（公財）** **日弁連交通事故相談センター** ☎048-710-5666	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 9:00 ～ 17:00
交通事故に関する損害保険についての相談 損害保険会社に対する苦情の受付や紛争解決の支援	**（一社）日本損害保険協会** **そんぽＡＤＲセンター** ☎03-4332-5241 **（全国共通）** ホームページ➡	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 9:15 ～ 17:00
交通遺児等生活資金無利子貸付 自動車事故で重度の後遺障害を負われた方への介護料の支給	**（独）自動車事故対策機構** **ＮＡＳＶＡ(ナスバ)埼玉支所** ☎048-824-1945 ホームページ➡	月～金曜日及び第1・3土曜日 （祝休日・年末年始除く） 8:45 ～ 11:45 12:45 ～ 17:15 ＊ただし土曜日開業した翌週の月曜日は振替休業

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
交通事故で死亡された方のお子様に対する育成給付金の支給（拠出金の払込が必要）	**（公財）交通遺児等育成基金** ☎0120-16-3611 ホームページ➡	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 9:00 ～ 17:00
交通事故で死亡又は重い後遺障害のため働けなくなった家庭の生徒・学生に対する奨学金の貸与（ただし、一部給付あり）	**（公財）交通遺児育英会** ☎0120-521286 https://www.kotsuiji.com ホームページ➡	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 9:00 ～ 17:30
交通事故に関する相談	**（一財）埼玉県交通安全協会** ☎048-824-3050	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 10:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00
NEXCO東日本・中日本・西日本が管理する高速道路上の交通事故で死亡した方のお子様で経済的に修学困難な高校生等への給付	**（一財）道路厚生会** ☎03-6674-1761 https://www.douro-kouseikai.org/ ホームページ➡	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 9:30 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00
交通事故により死亡又は重い障害を負った保護者に養育されている児童又は生徒を対象に援護金及び援護一時金を給付	**埼玉県交通安全対策協議会** ☎048-825-2011 **埼玉県防犯・交通安全課** ☎048-830-2955 交通事故被害者の御家族への援護金のご案内 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/soudankyuhu/koutuuengoseido.html	月～金曜日 （祝休日・年末年始除く） 8:30 ～ 17:15

⑥　インターネット関係

※　最新の情報は各機関のホームページ等でご確認ください

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
ネット上の誹謗中傷等に関する削除依頼について助言 違法性を判断してプロバイダ等に対する削除要請	**法務局（みんなの人権110番）** ☎0570-003-110 **法務省インターネット人権相談受付窓口** http://www.jinken.go.jp	月～金曜日 (祝休日･年末年始除く) 8:30 ～ 17:15
ネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関する相談、削除依頼について助言	**違法・有害情報相談センター** https://ihaho.jp	24時間365日 (ホームページの連絡フォームのみ)
ネット上の誹謗中傷情報に該当すると判断したものについて、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った削除等の対応を促す ネット上の違法・有害情報の通報受付、削除要請 リベンジポルノや、いじめの動画画像の通報受付	**セーファーインターネット協会（SIA）** **〈誹謗中傷ホットライン〉** https://www.saferinternet.or.jp/bullying/ **〈セーフライン（削除要請）〉** https://www.safe-line.jp/against-rvp/ ※いずれも連絡・通報の受付窓口であり、法律相談は承ることができません。	24時間365日 (ホームページの連絡フォームのみ)

⑦　市町村（犯罪被害者支援総合的対応窓口）

生活相談、福祉・医療サービスの案内などの支援が受けられます。

※　最新の情報は各機関のホームページ等でご確認ください

※　一部を除き、月～金曜日（祝休日・年末年始除く）8:30 ～ 17:15

地域区分	市町村名	総合的対応窓口	電話番号
南　部	川　口　市	危機管理部くらし安全課	048-242-6361
	蕨　　市	市民協働課	048-433-7745
	戸　田　市	市民生活部くらし安心課	048-441-1800　内線 262
南西部	朝　霞　市	危機管理室 ※窓口開庁時間 8:45～ 16:00	048-463-1788
	志　木　市	市民生活部市民活動推進課 ※窓口開庁時間 9:00～ 16:00	048-473-1468
	和　光　市	危機管理室 ※窓口開庁時間 9:00～ 16:30	048-464-1111　内線 2386
	新　座　市	危機管理室	048-423-0978
	富 士 見 市	協働推進部協働推進課	049-252-7121
	ふじみ野市	市民生活部市民総合相談室	049-262-9025
	三　芳　町	自治安心課	049-258-0019(代表)
東部	春 日 部 市	市民生活部くらしの安全課	048-736-1126
	草　加　市	市民生活部くらし安全課	048-922-3607
	越　谷　市	防犯・交通安全室(危機管理室)	048-963-9185
	八　潮　市	生活安全部くらし安全課	048-996-2111　内線 308
	三　郷　市	市民生活部生活安全課 ※窓口開庁時間 8:45～ 16:30	048-930-7724
	吉　川　市	市民生活部危機管理課 ※窓口開庁時間 9:00～ 16:30	048-940-1072
	松　伏　町	地域安全課	048-991-1895
さいたま	さいたま市	市民局市民生活部市民生活安全課	048-829-1213
県央	鴻　巣　市	市民生活部自治振興課	048-541-1321　内線 3115
	上　尾　市	市民生活部交通防犯課	048-775-5138
	桶　川　市	環境経済部安心安全課	048-788-4927
	北　本　市	市民経済部くらし安全課	048-594-5522
	伊　奈　町	危機管理課	048-721-2111　内線 2283
川越比企	川　越　市	市民部防犯・交通安全課	049-224-5721
	東 松 山 市	市民生活部人権市民相談課	0493-21-1416
	坂　戸　市	総務部防災安全課	049-283-1331(代表)
	鶴 ヶ 島 市	市民生活部生活環境課	049-271-1111(代表)
	毛 呂 山 町	生活環境課	049-295-2112　内線 173
	越　生　町	総務課	049-292-3121(代表)

地域区分	市町村名	総合的対応窓口	電話番号
	滑川町	総務政策課	0493-56-2211　内線 127
	嵐山町	地域支援課	0493-62-2152
	小川町	防災地域支援課	0493-72-1221　内線 354
	川島町	総務課	049-299-1753
	吉見町	自治財政課	0493-54-1515
	鳩山町	総務課	049-296-1214
	ときがわ町	総務課家族相談支援センター	0493-66-0222
	東秩父村	総務課	0493-82-1221（代表）
西部	所沢市	市民部防犯交通安全課防犯対策室	04-2998-9090
	飯能市	市民生活部人権くらし安全課	042-973-2111（代表）
	狭山市	市民部市民相談課 ※窓口開庁時間 9:00～ 16:30	04-2937-5843
	入間市	危機管理安全部市民安全課	04-2964-1111（代表）
	日高市	総務部危機管理課	042-989-2111（代表）
利根	行田市	市民生活部地域活動推進課	048-556-1111（代表）
	加須市	環境安全部交通防犯課	0480-62-1111 内線 271･272
	羽生市	総務部地域振興課	048-561-1121（代表）
	久喜市	市民部市民生活課 ※窓口開庁時間 8:45～ 16:30	0480-22-1111　内線 2628
	蓮田市	総合政策部危機管理課	048-768-3111（代表）
	幸手市	市民生活部くらし防災課 ※窓口開庁時間 9:00～ 16:30	0480-43-1111（代表）
	白岡市	総務部安心安全課	0480-92-1111（代表）
	宮代町	総務課人権推進室	0480-34-1111（代表）
	杉戸町	危機管理課	0480-33-1111（代表）
北部	熊谷市	市民部安心安全課	048-524-1386
	本庄市	市民生活部危機管理課	0495-25-1184
	深谷市	協働推進部人権政策課	048-574-6643
	美里町	介護福祉課	0495-76-5132
	神川町	総務課	0495-77-2114
	上里町	くらし安全課	0495-35-1226
	寄居町	人権推進課	048-581-2121（代表）
秩父	秩父市	市民部市民生活課	0494-26-1133
	横瀬町	総務課	0494-25-0111（代表）
	皆野町	総務課	0494-62-1231
	長瀞町	総務課	0494-69-1110
	小鹿野町	住民生活課	0494-75-4170



令和７年度埼玉県犯罪被害者支援ピクチャーコンテスト
最優秀賞（絵画部門）作品

Support Book